

佐賀市立循誘小学校における「いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1 いじめ防止等のための基本的な方向性

本校の方針は、いじめ防止対策推進法第13条※により、人権・同和教育を基本とし、いじめを生まない人間関係づくりを大切にし、未然防止に努め、循誘小のすべての児童が安心して学校生活、地域での日常生活をおくり、学校の内外を問わず、すべての教育活動、遊びなど、あらゆる活動、人間関係においていじめがなくなることを目的とし策定するものである。

※第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条に、資料1を参考に一部加筆修正）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとする。

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった者が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

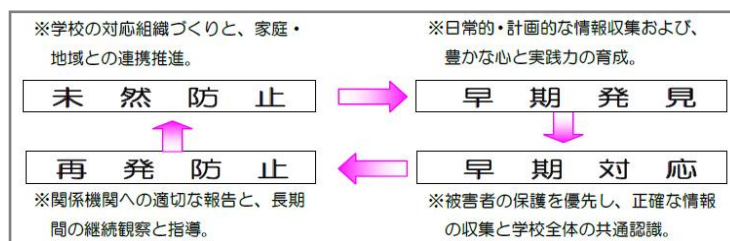
※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校や学級・部活動の者、当該児童が関わっている仲間やグループなど、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

※「攻撃」とは直接的に関わるものだけでなく、「仲間はずし」や「集団による無視」など、心理的な圧迫で相手に苦痛を与えるものも含む。

※「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、物品を隠されたりすることを指す。ただし、けんか等は除く。

(2) いじめの理解等、基本的な考え方～『循誘小 いじめ0（ゼロ）』

すべての子ども、大人が「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑劣な行為である」という基本的な考えと理解の上に立ち、「いじめは、どの子どもにも、いつ、どこでも起こりうるものである」という意識のもと、教師のいじめ受信アンテナ、保護者の子ども悩み受信アンテナを高く、広くし、子どもの微妙な変化など、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。



いじめ防止の基本的な取組 参考資料1より

3 いじめの未然防止の取組

いじめの未然防止の取組として、子どもの心に涵養させる取組になるように、子どもたちの関わりを大切にし、人権・同和教育、道徳教育や命の教育、様々な体験活動などを通して、豊かな心の醸成を図る。それとともに、いじめはもちろん、いじめにつながる事案についても、学校と家庭が「いじめは絶対許さない」という共通理解のもと“ダメなものはダメ”という毅然たる態度で指導を行う。

22条委員会<常設>（いじめ防止対策委員会）を年2回開催し、いじめ等の状況についての情報交換を行い、未然防止に向け、連携を深める。

《子ども居場所づくりと絆づくり～いじめの未然防止の取組に向けて～》

学校・児童に関わること	家庭・保護者との連携に関わること
<p>○仲間作りを中心とした学級経営の充実（特活、人権・同和教育、朝の会、帰りの会）</p> <p>○周りにはいろいろな考えや価値観をもっている人がいることを理解し、認め合う。（人権・同和教育、道徳科、特活、総合、スピーチタイム）</p> <p>○一人一人を大切に分かりやすい授業を行うとともに、少人数等での認め合い活動を取り入れ、自己有用感・自己肯定感を高める。（教科指導、道徳教育）</p> <p>○毎学期の始業式において、「いじめ0のやくそく」の誓いを立てる。（人権・同和教育、生徒指導）</p> <p>○社会体験（ボランティア活動等）・生活体験活動の充実（教科指導、総合学習、たてわり活動）</p> <p>○問題への自己解決能力、正しい自己判断力の育成（教科指導、道徳科、特活、総合学習）</p>	<p>○日常的・積極的な子どもとの会話を通した家庭での居場所づくりを行う。</p> <p>○あいさつ、朝飯ごはん等の基本的な生活習慣や家庭での約束・ルールを厳守させ、「我が儘は許さない」「ならぬもはならぬ」という毅然とした姿勢で子どもと対峙する。</p> <p>○家庭学習習慣づくりに取組み、学習の基礎・基本を確実に身につける。</p> <p>○地域での様々なイベント、体験活動への積極的参加および参画させる。</p> <p>○家庭、地域生活の中で様々な機会に、善悪の判断を促し正しく判断できる力を育てる。</p>

※22条委員会<常設>は、PTA会長、学校評議員代表、SC、校長、教頭、生徒指導担当、低中高各1名で構成する。

4 いじめの早期発見の取組

「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、いつ、どこでも起こりうるものである」という基本認識に立ち、教師・保護者が、児童の微妙な変化を見逃さない鋭い感覚を身につけ、いじめの早期発見・早期解決を図り、「いじめ0（ゼロ）の循誘小」を目指す。

《「いじめ0（ゼロ）の循誘小」に向けて～早期発見・早期対応の取組～》

学校・児童に関わること	家庭・保護者との連携に関わること
<p>○嫌なことや悩みごとがあれば、気軽に話したり相談したりできる雰囲気为学校全体でつくる。</p> <p>○学級内で独りでの児童や仲間と関われないでいる児童に積極的に声かけを行う。</p> <p>○日記や連絡帳等を活用し、子どもの悩みや児童の変化について情報をキャッチし、気になる内容は、電話連絡、家庭訪問等を行い迅速に対応する。</p> <p>○毎月、児童に学校生活や友だちについての「いじめ・命アンケート」を実施する。</p> <p>○発生した問題を学校だけの問題とせず、各学期のいじめ・命アンケートのまとめとして発信する。</p> <p>○教育相談・生徒指導として全職員による協議会（子ども支援会議）を毎月開催し、情報交換と支援の共通理解を図る。また、気になる児童や気になる行動等については連絡会でも共有し、複眼で児童の指導に当たる。</p> <p>○学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、電話相談等のいじめ問題などの相談窓口を知らせ周知する。</p>	<p>○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気日常から作っておく。また、子どもの友人関係、遊び仲間について話をする。</p> <p>○衣服のよごれ、けが、子どもの持ち物などに気を配り、小さな変化を見逃さない。</p> <p>○日記や連絡帳の活用し、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、子どもへの安心感、学校と家庭との信頼関係を築く。</p> <p>○保護者アンケートからの情報やいじめへつながる可能性がある事案などをまとめ、保護者へ知らせ、問題の共有化を図る。</p> <p>○いじめ等の悩みを相談できる関係機関のちらし等を目につく場所に掲示し、親にも学校にも言えない悩みがあれば電話していいことを知らせておく。</p> <p>○PTAによる教育講演会を実施し、いじめ問題への啓発を図る。</p>

5 いじめ事案への対応

いじめ事案を覚知および認知した時は、22条委員会<校内委員会>を設置し、状況把握・事実確認と今後の対応について確認を行う。また、家庭・保護者との連携を今まで以上に密に行い、学校側の対応・取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導及び2次被害防止に生かす。22条委員会<拡大委員会>を開催し、地域やPTA等の協力を仰ぎ、いじめの早期解決のために、全職員・PTA等が連携し一致団結して問題の解決にあたる。

《いじめ発生時の対応》～いじめ覚知および認知後の対応～

《流れと委員会構成》

- ① いじめの疑いがある事案を把握した教員は、速やかに管理職に報告する。
いじめが疑われると校長が察知した状態を覚知とし第1報を提出する。
覚知後、校長は22条委員会<校内委員会>を設置する。
- ② いじめ事実の有無を確認するために、以下のことを留意し調査を行う。

ア 学級担任だけで抱え込むことなく、22条委員会<校内委員会>を受け、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめの早期解決にあたる。
イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。状況及び事実確認は、被害児童からの聞き取り、保護者からの聞き取り、学級・学年でアンケート等を実施し適切に行うこと。なお、聞き取りは複数で行う。
ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

- ③ 22条委員会<校内委員会>は、「いじめの定義」を踏まえ、聞き取ったことや確認したことなどを総合的に検討して、いじめ認知の判断を行う。なお、最終判断は校長（管理職）が行う。
また、いじめと認知しなかった場合においては、被害児童および保護者に、学校が聴取した事実関係について十分に説明を行い理解が得られるように誠意をもって対応に努める。報告については、「認知に至らなかった」旨を第1報に追記し報告する。
- ④ 学校がいじめと認知した場合は、22条委員会<拡大委員会>を設置し、調査、事実の確認、対応について協議し、いじめの早期解決に向け、地域、PTAと学校が連携し一致団結して問題の解決にあたる。学校は、調査の結果、刑事事件に該当する可能性があると判断した場合は、所轄の警察と相談する。
- ⑤ いじめと覚知・認知した事案については、聴取した情報や事実等について、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有し、いじめを受けた児童・保護者への支援といじめを行った児童・保護者への助言を継続的に行い、いじめの解消、再発防止に向け継続的なケアと指導を行う。
- ⑥ 学校（管理職、学年主任、担任、教育相談担当者、養護教諭）は、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、被害児童を守り、立ち直りを図る。校内での見守り体制を強化し、休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作りを行う。
- ⑦ 学校は、いじめ解消、再発防止に向け、全校朝会、学年朝会でいじめは絶対に許さないという姿勢を示すとともに、お互いを思いやり、生命や人権を大切にしよう指導を行う。

- ① いじめの覚知、覚知後
佐賀市教委、東部教育事務所、佐賀県教委へ第1報を行う。（別紙様式2）
・22条委員会<校内委員会>の設置
校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、学年代表
②いじめ調査・確認と指導を行う。
③いじめの認知判断を校長が行う。
調査・確認した事実の詳細を佐賀市教委、東部教育事務所、佐賀県教委へ報告を行う。（別紙様式2へ追記）
- ④22条委員会<拡大委員会>の設置
学校外部委員：学校評議員代表、PTA会長、SC
学校委員：校長、教頭、生徒指導担当、低中高各1名
※事案によって
職員：教務主任、教育相談担当、該当学年担任、養護教諭
警察関係：松原交番
- ⑦再発防止

6 ネットいじめに対する対応 ※参考資料2

子どもたちの携帯電話等によるメールやインターネットの利用が急増しており、それに伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板、ライン等を利用し、特定の児童に対する誹謗・中傷が行われるなどの「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめが生じ、暴力事件に発展するなど問題が深刻化している。学校と家庭・地域が連携し、携帯電話、インターネット等の正しい使い方、情報モラルの指導を徹底し、未然防止やいじめの解決に向けた取組を行っていく必要がある。

(1) ネットいじめの未然防止に向けて

① 携帯電話等の所持について

佐賀市の生徒指導方針に基づき、循誘小学校児童において必要のない携帯電話等について安易な気持ちで与えないように保護者への理解と協力を要請する。

② 情報モラルの指導と教師の指導力の向上

ア. ネットいじめ、トラブルを予防するために、ネットの影の部分に視点を当て、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラルの指導を行っていく。

イ. 情報モラルの指導については、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じた指導を行う。なお、指導に当たっては、教師がネット上のいじめの実態を理解し、外部専門家を講師に招き、学校全体で児童への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

ウ. 特別の教科 道徳において、相手への気遣いや相手を思いやる気持ちの大切さについて、人権同和教育の視点から、命、差別、中傷による人権侵害について指導を行い、ネットという見えない相手、言葉の重みについて一人一人が考えきれるように指導を行う。

③ 家庭・保護者との連携

ア. 授業参観において、命を考える授業を公開し、親子で命の大切さについて考える機会を持つ。

イ. P T A主催によるネット問題の教育講演会を開催したり、学級懇談会で話題として取り上げたりして、学校と家庭が同じ認識で連携し指導を行う。

(2) ネットいじめへの対応

被害を受けている子どもを守ることを最優先に考え、ネット上で発見し次第、早急に対応を図り、いじめへの発展、ネットでの拡散防止や2次被害を防止する。

① ネットいじめの発見

学校では、保護者と連携し、子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、ネットいじめに対応していく。ネット上での個人の誹謗・中傷は、学校だけ、保護者だけでは発見が難しいことから、教育委員会、関係機関と連携して、「ネットパトロール」による情報提供を得ながら早期の発見につなげる。

② 書き込み内容の確認

誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認し、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。なお、携帯電話等などプリントアウトが不可能な場合は、カメラで画面を撮影するなどして画像として保存する。

③ 掲示板等の管理者に削除依頼 (※削除依頼については佐賀市教育委員会と協議、連携し進める)

ア. 個人を誹謗・中傷した書き込みについては管理者へメールを送り、掲示板からの削除を依頼する。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する。

イ. 削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンや学校のメールアドレスから行うこと。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載しない。(2次被害の防止のため)

④ 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

⑤ 削除依頼しても削除されない場合

削除依頼してもされない場合は、佐賀市教育委員会と相談し、佐賀警察署生活安全課や佐賀法務局に相談するなどして対応方法を検討する。

7 重大事態への対応

（1）重大事態の意味について

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- 「心身又は財産に重大な被害」・・・ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 など

② いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

「相当の期間」・・・年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、学校が判断し迅速に調査・対応する。

③ 保護者から、いじめられて重大事態に至った旨の申立てがあったときは、「いじめの結果ではない」としても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

（2）重大事態が発生した場合の対応

① 直ちに、学校設置者である佐賀市教育委員会に報告する。

② 学校は、調査主体についての佐賀市教育委員会による判断を受け、以下の対応を図る。

ア 重大事態の調査の主体が循誘小学校と判断された場合の対応

上記①～③に該当する重大事態が発生し、学校設置者である佐賀市教育委員会が調査の主体が循誘小学校と判断された場合、佐賀市教育委員会の指導・助言のもと以下のような対応に当たる。

- ① 学校の重大事態の調査組織を設置する。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を学校設置者である佐賀市教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を取る。

イ 重大事態の調査の主体が学校設置者である佐賀市教育委員会と判断された場合の対応

- ① 学校設置者である佐賀市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

※ 調査組織の構成について

弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものとし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性の確保に努める。

8 職員研修

いじめへの対応は、いじめ問題が発生した学年、担任のみに抱え込ませてはいけない。全教職員が一致協力し一枚岩の体制をつくるのが大切である。本校では『循誘小 いじめ0（ゼロ）』に向けた取組・研修を以下のように行う。

- （1）毎年度始めに、全職員で児童の指導等について共通理解を図る。（全体協議、個別の引き継ぎ）
- （2）毎月1回、教育相談・生徒指導の協議会（子ども支援会議）をもち、校内の問題、児童の様子等について把握し、お互いの情報を共有し指導に生かす。また毎週の連絡会においても随

時情報を共有する。

- (3) いじめの未然防止は、温かい学級づくりが大切と考える。夏季休業中に、1学期の実践を踏まえた学級経営の実践交流会を開催し、互いの経営技術等を学ぶ機会を設ける。
- (4) 保護者からのいじめ・命アンケートについて、気になるものについては、担任から校長に報告し、書かれた用紙を全職員で回覧・閲覧し問題を共有し指導に生かす。
- (5) 毎学期、いじめ・命アンケートを報告としてまとめ、学期末の保護者会の話題や資料にするために連絡会で詳細を知らせ、いじめ等の現状把握についての機会とする。

9 取組体制の点検及び評価について

- (1) いじめの点検については、短いスパンで、児童に「いじめ・いのちアンケート」を実施し、取組みの点検を行う。
- (2) 学校評価の項目に、いじめの問題への対応を掲げ、学級経営の充実・保護者と連携した児童理解を進める。評価については、12月に学校取組への評価として保護者から評価、ご意見をいただき、今後のいじめ対応についての反省および改善を図る。
- (3) いじめのない学級づくりに向けた取組や自己目標申告書の学級経営の項目に具体的な取組を記載し、自己評価を行い、次学期および次年度の学級経営に生かす。

参考資料1 「子どもたちのSOSが開こえますか」 平成25年2月 佐賀県教育委員会

参考資料2 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け） 平成20年11月 文部科学省

参考資料3 「いじめの防止等のための基本的な方針」 平成25年10月11日 文部科学大臣決定

参考資料4 いわき市立好間第三小学校における「学校いじめ防止基本方針」 平成25年11月策定

いじめ防止への対応及びいじめ発生時の対応の流れ

